

地域における複数の居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所による ケアプランデータ連携システムの導入促進について

1. 目的

大阪府においては、地域におけるケアプランデータ連携システムの面的な普及を図るため、府内の市町村がとりまとめる複数の居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所（以下「とりまとめ事業所」という。）によるケアプランデータ連携システム（以下「連携システム」という。）の導入を促進する。

そのため、大阪府 ICT 導入支援事業補助金（以下「事業補助金」という。）において、とりまとめ事業所に対し、以下手続きにより、優先的に補助対象として選定を行う。

2. 事業補助金の優先的な補助対象事業者

事業補助金において連携システムを導入しデータ連携を行うとりまとめ事業所を支援するために、府が認める地域における優先的に事業補助金の対象者となる優先的事業者は次の通りとする。

- (1) 連携システムの導入について十分に理解し、今年度から実施する介護事業者であること。
- (2) 当該とりまとめ事業所での取組が大阪府内の見本となるものであり、普及啓発への意欲が十分な介護事業者であること。
- (3) 地域における複数の居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所において導入するために、相互に協力し、働きかける等、地域における連携システムの活用に積極的に取り組む介護事業者であること。

3. 優先的事業者の選定

とりまとめ事業所が所在する市町村域内において、連携システムを活用して居宅サービス計画やサービス利用票等のデータを連携する居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所それぞれ概ね10か所以上を当該市町村がとりまとめ、大阪府へ「(別紙)参加事業所一覧」を提出する。

「(別紙)参加事業所一覧」の提出を受けて、大阪府において推進する地域を選定する。選定までの手続は以下のとおりとする。

- (1) 介護事業者は、運営する事業所等が所在する市町村に対して連携システムを導入する旨の申し出を行うとともに、大阪府へ令和6年7月26日までに事前エントリーを行う。
- (2) 申し出を受けた市町村は、「(別紙)参加事業所一覧」の内容に記載漏れがないか等を確認し、令和6年8月2日までに「(別紙)参加事業所一覧」を大阪府へ提出する。なお、優先的事業者の補助総額は、1市町村あたり、850万円を上限とする。
- (3) 大阪府へ提出する市町村が多数あった場合は、大阪府において、とりまとめ事業所の数や費用対効果等に鑑み、優先順位を決める。(概ね5市町村まで)

4. 留意事項

- (1) 「(別紙)参加事業所一覧」に記載のとりまとめ事業所等の中に、事業補助金の対象となる居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所が含まれていること。

- (2) 連携システムの利用に必要な介護ソフトやタブレット端末等の購入等及び連携システムの導入に必要な研修等に係る経費については、事業補助金の交付要綱第2条 補助対象等及び留意事項によるものとする。
- (3) とりまとめ事業所は、データ連携システムにかかる効果報告を行い、府及び市町村が実施するヒアリング調査等や事例発表の場(動画配信含む)における協力ができること。